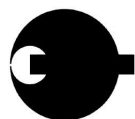


令和7年度
奈良県看護師等修学資金
貸与のしおり

このしおりは修学資金が免除される（または全て返還する）
まで大切に保管してください。



奈良県

＜お問い合わせ先＞

奈良市登大路町 30 番地

奈良県 福祉保険部医療政策局

地域医療連携課 医師・看護師確保対策室

電話番号：0742-27-8655

目 次

I	奈良県看護師等修学資金の概要	1
II	貸付について	1
III	修学資金の返還履行猶予について	2
IV	修学資金の返還債務免除について	2
V	修学資金の返還について	4
VI	各種申請および各届の提出について	5
	・奈良県看護師等修学資金貸与条例	7
	・奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則	10

おぼえがき

氏名及び生年月日		年 月 日生
住所・電話		TEL
看護師学校等の名称		
貸与決定番号		
貸与月額・期間		
免許取得年月日		
免除予定年月日		
連 帯 保 証 人	氏名	
	住所	TEL
	氏名	
	住所	TEL

提出書類一覧表

提出事項	提出書類名	様式	添付書類
貸与申請をするとき	修学資金貸与申請書	第1号様式	申請者の戸籍謄(抄)本 保証人の印鑑登録証明書 その他調書 等
	保証書	第2号様式	
修学資金の貸与を受けるとき	請求書	様式①	
借用の都度	借用証書	第4号様式	
貸与を辞退するとき	辞退届	様式④	
休・停・復・退学 又は留年したとき	休・停・復・退学・留年届	様式③	学校の証明書
免許を取得したとき	免許取得届	様式⑤	看護師等の免許証又は 登録済み証明書の写し
県内医療施設等に 就職したとき	履行猶予申請書	第7号様式	勤務先の在職証明書
他看護師等学校に 進学したとき			進学した看護師等学校の 在学証明証の写
災害・疾病・育児休業 等で業務中断するとき			診断書その他事由を 証明する書類
就業後免除期間に達するまで (毎年8月末までに提出)	看護師等業務就業状況届	様式⑥	・就業中のとき： 勤務先の在職証明書 ・転職したとき： ① 前勤務先の退職証明書 ② 転職先の在職証明書 ・進学したとき： 進学先の在学証明書
免除を受けようとするとき	返還免除申請書	第5号様式	全業務先の在職証明書 看護師等免許証の写
修学資金を返還するとき	分割返還明細書	第6号様式	
氏名を変更したとき	氏名	様式②	戸籍謄(抄)本
住所を変更したとき	住所		住民票
保証人を変更したとき	保証人 変更届		保証書及び新たな保証人の 印鑑登録証明書
業務先を変更したとき	業務先		業務先の在職証明書
死亡したとき	死亡届	第8号様式	死亡診断書等
重度障害となったとき	重度障害届	様式⑦	業務先の在職証明書、 診断書等

I 奈良県看護師等修学資金の概要

1. 奈良県看護師等修学資金とは

本制度は、県内において業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）の充足を図るため、看護師等養成所を卒業し、将来、県内の医療機関で看護師等として働こうとする方を支援することを目的として創設されました。国公立（地方独立行政法人等を含む）以外の看護師等の学校又は養成所（以下「看護師学校等」という。）に在籍している方を対象として奈良県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を無利息で貸付けします。

修学資金は貸付金なので本来返還が必要なものですが、県内の医療機関で看護師等として勤務するなど一定の条件を満たした場合、免除申請を行うことで貸与を受けた修学資金の返還が免除されます。（「IV 修学資金の返還債務免除について」参照）

2. 根拠となる条例・規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和 37 年 3 月 31 日奈良県条例第 50 号）

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和 37 年 7 月 3 日奈良県規則第 17 号）

II 貸与について

1. 貸与額および貸与期間

貸与額は、次表のとおりです。貸与期間は貸与開始の月から看護師学校等を卒業する月までです（各看護師学校等の正規の修業年限を上限とします）。

保健師・助産師・看護師	准 看 護 師
36,000 円／月	21,000 円／月

2. 貸付の方法

別途定める期日までに、請求書を看護師学校等経由で提出していただくことで、口座振替により指定された本人銀行口座に振り込みます。また、貸与を受けたその都度、借用証書を看護師学校等経由で提出していただきます。

3. 保証人

修学資金の貸与を受けるには、独立の生計を営む成年者 2 名を保証人とする必要があります。また、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者（18 歳未満）の場合、保証人のうち 1 名は法定代理人である必要があります。

保証人は修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

4. 貸付の休止（休学、停学）

休学または停学の処分を受けた場合は、休学または停学の処分を受けた日の属する月

の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を休止します。

5. 貸与の打ち切り（退学、辞退等）

修学生が次のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を打ち切ります。この場合、貸与を受けた修学資金は返還しなければなりません。返還に係る手続きは「V 修学資金の返還について」をご確認ください。

- （1）退学したとき。
- （2）心身の故障のために修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- （3）学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- （4）貸与を受けることを辞退したとき。
- （5）死亡したとき。
- （6）その他貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

Ⅲ 修学資金の返還履行猶予について

次のいずれかに該当する場合、事由が継続する間は修学資金に係る返還債務の履行を猶予することができます。返還の履行猶予を受けようとする方は、事由を証明する書類を添えて履行猶予申請書を提出する必要があります。

- （1）貸与を打ち切られた後、引き続き看護師学校等に在学するとき。
- （2）看護師学校等を卒業後、他種の看護師学校等に在学するとき。
- （3）医療施設等において看護師等の業務に従事するとき。
- （4）災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由があると認められるとき。

Ⅳ 修学資金の返還債務免除について

次のいずれかに該当する場合、就業期間等を証明する書類を添えて返還免除申請書を提出することにより、返還債務が免除されます。

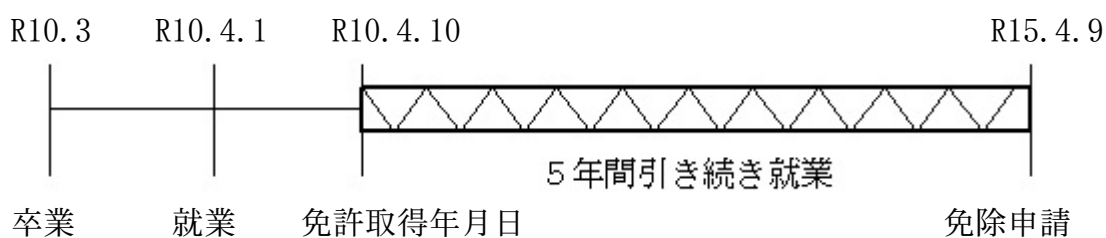
- （1）県内の特定施設で免許取得後直ちに就業し、引き続き貸与を受けた期間＋2年就業したとき。（例1、例2）
- （2）県内の特定病院で免許取得後就業し、引き続き貸与を受けた期間＋4年就業したとき。（例3）
- （3）就業期間中に業務上の理由により死亡したとき、もしくは業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなかつたとき。

なお、災害、疾病、育児休業、その他やむを得ない事由により業務に従事することができなかつた期間は、業務に従事した期間には算入しません。ただし、産前産後休暇については、従事期間に算入します。（例4）

項目	免除の要件	
返還免除対象施設	医 療 施 設 等	
	特 定 施 設	特 定 病 院
	使用許可病床数 200 床未満の病院 精神病床数が 80％以上を占める病院 診療所 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 そのほか、規則第 2 条で定めるもの	使用許可病床数 200 床以上の病院
返還免除となる 業務従事期間	貸与を受けた期間＋ 2 年	<u>特定病院に就業した期間がある</u> 場合、貸与を受けた期間＋ 4 年

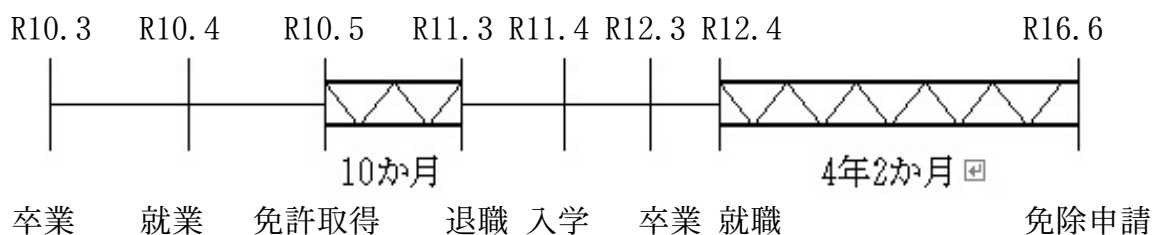
(例 1)

貸与を受けた期間が 3 年で、卒業後特定施設へ就業した後、引き続き 5 年就業したとき。



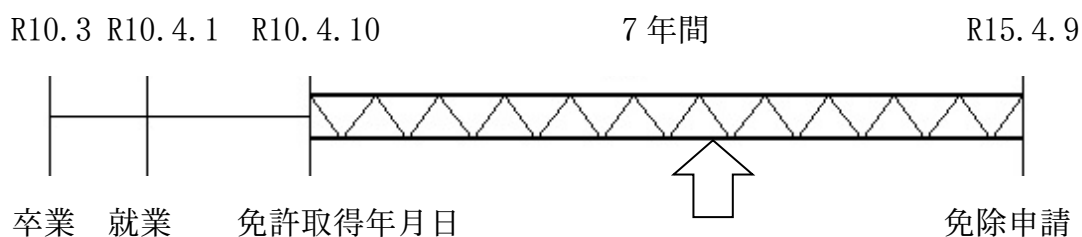
(例 2)

貸与を受けた期間が 3 年で、卒業後特定施設へ就業した後、進学し、卒業後、再度就業したとき。



(例 3)

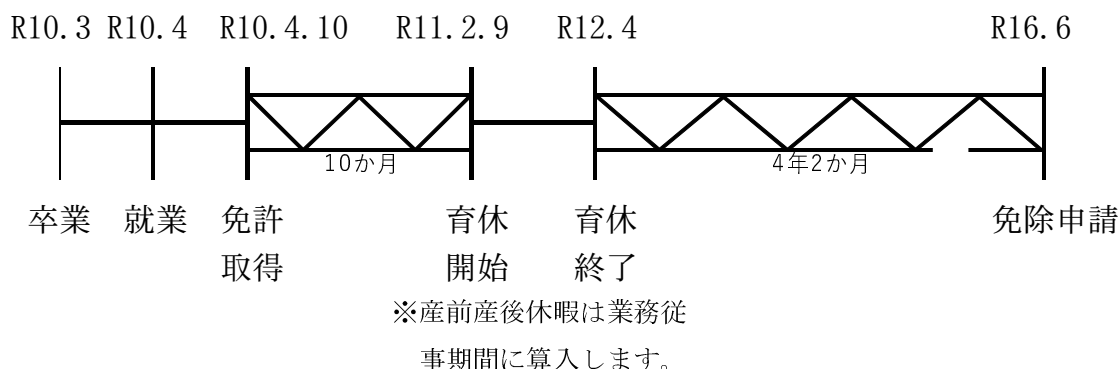
貸与を受けた期間が 3 年で、卒業後特定病院へ就業し、引き続き 7 年間就業したとき。



就業期間中に特定病院から特定施設に転職すること
も可能。ただし、免除年限は変わりません。

(例4)

貸与を受けた期間が3年で、卒業後特定施設へ就業した後、育児休業を取得したとき。



返還免除となる業務従事期間を満たさずに、県内において看護師等業務に従事しなくなった場合は全額返還となります。ただし、業務従事期間が貸与期間を上回るとき、返還免除申請により、一部の金額について免除を受けることができます。

V 修学資金の返還について

次のいずれかに該当する場合、必要な手続きをとり貸与を受けた修学資金を返還しなければなりませんので、分割返還明細書を提出する必要があります。

- (1) 貸与が打ち切られたとき。
- (2) 看護師学校等を卒業した日から1年以内に看護師等免許を取得できなかったとき。
- (3) 看護師等免許を取得後、直ちに医療施設等において看護師等業務に従事しなかったとき。
- (4) 看護師等免許を取得後、直ちに医療施設等において看護師等業務に従事した後、医療施設等において看護師等の業務に従事しなくなったとき。

1. 返還方法について

特別の事情等により、一括返還ができない場合は、返還事由が生じた日の属する月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦その他規則で定める均等払の方法により分割返還することも可能ですので、担当課までご相談ください。

なお、返還決定後、県より納入通知書を送付しますので、県指定の金融機関窓口にて返還してください。コンビニエンスストアでの支払には対応していません。

※返還が滞った場合、保証人に督促および返還請求しますので予めご了承ください。

2. 延滞利息について

修学資金の貸与を受けた者が正当な理由なく期限までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期限の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 %の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

ただし、修学資金を返還しなかったことについて、やむを得ない理由であると知事が認めた場合、延滞利息は免除されます。

VI 各種申請および各届の提出について

修学資金に係る各種申請および各届については、提出一覧表に記載のとおりです。各種申請および各届は、返還もしくは免除申請まで看護師学校等を経由して提出していただきます。遅滞なく提出するようにしてください。

《注意》

所定の報告や返還免除申請書の提出がない場合、返還債務は残ったままですので、必ず忘れずに提出してください。

奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和 37 年 3 月 31 日奈良県条例第 50 号）

（目的）

第一条 この条例は、県内において業務に従事する看護師等の充足を図るため、看護師学校等に在学する者で将来県内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

（定義）

第一条の二 この条例において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

2 この条例において「看護師学校等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。)第十九条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所
- 二 法第二十条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する助産師養成所
- 三 法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学、同条第二号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第三号の規定に基づき都道府県知事が指定する看護師養成所
- 四 法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所

（修学資金の貸与）

第二条 知事は、第一条に規定する者のうち、国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)以外の者が設置する看護師学校等に在学するもので、県内に存する看護師等の確保が特に困難であると認められる施設及び団体で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)並びに県内に存する看護師等の確保が困難であると認められる医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で規則で定めるもの(以下「特定病院」という。)において看護師等の業務(規則で定めるものを除く。以下同じ。)に従事しようとするものの申請により、その者に無利息で修学資金を貸与することができる。

- 2 修学資金は、毎月貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、二月分以上を併せて貸与することができる。
- 3 修学資金の貸与期間は、知事が定める月から看護師学校等を卒業する日の属する月(貸与月額に当該知事が定める月以降当該看護師学校等を通常卒業するまでに要する月数を乗じて得た額を超えて貸与を受けることとなるときは、その超えることとなる月の前月)までとする。

（修学資金の額）

第三条 修学資金の額は、次の表の上欄に掲げる修学資金の貸与を受ける者の在学する看護師学校等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

看護師学校等の区分	修学資金(月額)
第一条の二第二項第一号から第三号までに掲げる看護師学校等	三六、〇〇〇円
第一条の二第二項第四号に掲げる看護師学校等	二一、〇〇〇円

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の休止)

第五条 知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、第二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(貸与の打ち切り)

第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その貸与を打ち切るものとする。

- 一 看護師学校等を退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還債務の免除)

第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、返還債務を免除するものとする。ただし、看護師学校等を卒業した日から一年以内に看護師等の免許(当該看護師学校等の卒業の資格に係るものに限る。次条及び第九条において同じ。)を取得できなかつたとき、及び当該免許取得後直ちに特定施設又は特定病院(以下「医療施設等」という。)において看護師等の業務に従事しなかつたときを除く。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに特定施設において引き続き看護師等の業務に従事した期間が当該貸与を受けた期間に二年を加えた期間に相当する期間に達したとき。
 - 二 医療施設等において引き続き看護師等の業務に従事した期間が当該貸与を受けた期間に四年を加えた期間に相当する期間に達したとき(前号に規定する場合を除く。)
 - 三 前二号の業務に従事した期間中又は次項の業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護師等の業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 前項第一号及び第二号の規定の適用については、他種の看護師学校等への進学、疾病、育児休業その他やむを得ない事由により業務に従事することができなかつた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、業務に従事した期間の計算に算入しないものとする。

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額に相当する額を限度として、返還債務(履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。)を免除することができる。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに特定施設において引き続き看護師等の業務に従事した期間(以下この号において「従事期間」という。)が、当該貸与を受けた期間以上であるとき。 従事期間を当該貸与を受けた期間に二年を加えた期間で除して得た数値(当該数値が一を超えるときは、一とする。)を返還債務の額に乗じて得た額

二 医療施設等において引き続き看護師等の業務に従事した期間(以下この号において「従事期間」という。)が、当該貸与を受けた期間以上であるとき(前号に規定する場合を除く。)。従事期間を当該貸与を受けた期間に四年を加えた期間で除して得た数値(当該数値が一を超えるときは、一とする。)を返還債務の額に乘じて得た額

三 死亡したとき、又は心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなつたと認められるとき。 返還債務の額

2 前条第二項の規定は、前項第一号及び第二号の場合について準用する。

(返還)

第九条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月から起算して当該貸与を受けた期間(第五条の規定により修学資金を貸与されなかつた期間を除く。)に相当する期間(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を通算した期間)内に、月賦その他の規則で定める均等払の方法により、貸与を受けた修学資金の総額に相当する額を返還しなければならない。

一 第六条の規定により貸与が打ち切られたとき。

二 修学資金の貸与を受けた者が看護師学校等を卒業した日から一年以内に看護師等の免許を取得できなかつたとき。

三 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに医療施設等において看護師等の業務に従事しなかつたとき。

四 修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに医療施設等において看護師等の業務に従事した後、医療施設等において看護師等の業務に従事しなくなつたとき。

(返還債務の履行猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、返還債務の履行を猶予することができる。

一 第六条の規定により修学資金の貸与を打ち切られた後、引き続き看護師学校等に在学するとき。

二 看護師学校等を卒業した後、他種の看護師学校等に在学するとき。

三 医療施設等において看護師等の業務に従事するとき。

四 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(延滞利息)

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合(閏(じゅん)年は、平年と同様に扱う。)で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときはこの限りでない。

(その他)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和 37 年 7 月 3 日奈良県規則第 17 号）抄

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年三月奈良県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第二条 条例第二条第一項の県内に存する看護師等の確保が特に困難であると認められる施設及び団体で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所
- 二 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数が二百床未満の病院
- 三 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院
- 四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第三項の規定により内閣総理大臣が指定した独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関
- 五 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設(主として同法第七条第二項に規定する重症心身障害児を入所させるものに限る。)
- 六 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条に規定する母子健康包括支援センター
- 七 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十九項に規定する介護医療院
- 九 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十四条第二項第一号の規定により定める特定町村
- 十 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所

（特定病院）

第三条 条例第二条第一項の県内に存する看護師等の確保が困難であると認められる医療法第一条の五第一項に規定する病院で規則で定めるものは、同法第七条の規定により許可を受けた病床数が二百床以上の病院(前条第一項第三号に規定する病院を除く。)とする。

（修学資金の貸与の対象とならない看護師等の業務）

第四条 条例第二条第一項の規則で定める看護師等の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 母子健康包括支援センターにおける保健師、看護師及び准看護師の業務
- 二 特定町村における助産師、看護師及び准看護師の業務

（貸与の申請手続）

第五条 条例第二条第一項に規定する申請をしようとする者は、修学資金貸与申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の修学資金貸与申請書には、保証人となるべき者の保証書(第二号様式)を添付しなければならない。

（保証人）

第六条 条例第四条第一項の規定による保証人は、二人とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち一人は、その法定代理人でなければならない。

(貸与の決定通知)

第七条 知事は、第五条の規定による修学資金貸与申請書の提出があつたときは、審査及び試問のうえ、貸与を適当と認めるときは、修学資金貸与決定通知書(第三号様式)によりその旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(貸与申請書の提出期限等)

第八条 第五条の修学資金貸与申請書の提出期限及び試問の実施に関する必要な事項は、毎年、知事が定める。

(借用証書)

第九条 修学生は、条例第二条第二項の規定により修学資金の貸与を受けようとするときは、その都度借用証書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除の申請手続)

第十条 条例第七条又は第八条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書(第五号様式)に免除を受けようとする事由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

(返還免除の事由)

第十一条 条例第八条第一項第三号の心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

心身の故障	身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働に著しい制限を加える障害を残すもの
災害	住居又は家財に二分の一以上の損害を与えるもので、債務の返還が困難であると認められるもの

(返還の方法)

第十二条 条例第九条の規定による修学資金の返還は、最長半年賦(月を単位とする。)の均等払によるものとする。ただし、返還債務を繰上返還することを妨げない。

(分割返還明細書)

第十三条 条例第九条各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、直ちに分割返還明細書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第十四条 条例第十条の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、履行猶予申請書(第七号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、当該猶予された理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出)

第十五条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 退学したとき。
 - 三 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
 - 四 保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。
- 一 前項第一号又は第四号に掲げる事由に該当するとき。
 - 二 看護師等の免許を取得し、直ちに医療施設等において看護師等の業務に従事したとき。
 - 三 看護師等の業務の従事先を変更したとき。
- 3 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届(第八号様式)にその事実を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。ただし、第十条の規定により返還債務の免除の申請を行つたとき、及び貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。

(その他)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸与申請書

住 所	TEL		
氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生		
看 護 師 等 学 校 等	名 称		
	所 在 地		
	入 学 及 び 卒 業 見 込 年 月	年 月 日	入 学 月 日 卒 業 見 込
	卒 業 資 格 に 係 る 免 許 の 種 類		
貸与を受けようとする修学資金の額		総 額 (月 額 円 円)	貸 与 開 始 希 望 年 月 年 月
保 証 人	住 所	TEL	TEL
	氏名及び 生年月日	年 月 日生	年 月 日生
	本人との続柄		
既に受けた奈良県看護師等修学資金の有無	1. 有(貸与期間 ～ 、貸与決定番号) 2. 無		

奈良県看護師等修学資金の貸与を受けたいので、申請します。

なお、貸与を受けることとなったうへは、奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年3月奈良県条例第50号）及び奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年7月奈良県規則第17号）の条項を守るとはもちろん、看護師学校等を卒業した日から1年以内に当該看護師学校等の卒業の資格に係る看護師等の免許を取得し、直ちに奈良県内において看護師等の業務に従事することを誓います。また、保証人に対する請求は、本人に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意します。

年 月 日

奈良県知事 殿

本 人

印

法定代理人

印

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。

第2号様式（第5条関係）

保 証 書

住 所
本 人
氏 名

上記の者が貸与を受ける奈良県看護師等修学資金について本人と連帯
して債務を負担します。

年 月 日

奈良県知事

殿

住 所
保証人 ふりがな
氏 名

印

住 所
保証人 ふりがな
氏 名

印

修学資金貸与決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

奈良県知事

印

年 月 日付けで申請のありました奈良県看護師等修学資金については、下記のとおり貸与することに決定しましたので通知します。

記

貸与決定番号			
貸 与 金 額	総 額	円(月額	円)
貸 与 期 間	年 月から	年 月まで	

第4号様式（第9条関係）

借 用 証 書

金 円

ただし、 年 月分 奈良県看護師等修学資金
上記のとおり借用します。

年 月 日

奈良県知事 殿

貸与決定番号

住 所

氏 名 印

法定代理人住所

法定代理人氏名 印

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。

第5号様式（第10条関係）

返 還 免 除 申 請 書						
奈良県知事 殿		年 月 日				
		貸与決定番号 住 所				
		氏 名				
下記のとおり奈良県看護師等修学資金の返還債務の免除を申請します。						
1 貸与を受けた修学資金の額						
2 現在までに返還した額						
3 免除を受けようとする額						
4 看護師学校等の名称及び卒業年月日	名称				卒業 年 月 日	年 月 日
5 看護師等免許の種別、登録番号及び取得年月日	種別		登録 番号	第 号	取得 年 月 日	年 月 日
6 看護師学校等卒業後の状況（就業場所・在学学校等の名称及び期間）	就業場所・在学学校等の名称				期 間	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
7 疾病、育児休業その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事することができなかった期間	事 由		期 間			
			年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで			
8 免除を受けようとする理由						

注 死亡の場合については、保証人が連名で申請してください。

第6号様式（第13条関係）

分 割 返 還 明 細 書

年 月 日

奈良県知事 殿

貸与決定番号

住 所

氏 名

T E L

印

奈良県看護師等修学資金貸与条例第9条の規定により、貸与を受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還します。

万一、修学資金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで		看護師学校等 の 名 称	
保 証 人	住所		氏名	印
	住所		氏名	印
返 還 金 額	円			
返 還 期 間	年 月 から 年 月 まで			
返 還 方 法	返 還 の 方 法	賦		
	返 還 予 定 日	日		
	1 回 の 返 還 額	円		
備 考				

注 返還の方法は、最長半年賦とし、月を単位とします。

第7号様式（第14条関係）

履 行 猶 予 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

貸与決定番号

住 所

氏 名

T E L

下記のとおり奈良県看護師等修学資金の返還の履行猶予を受けたいので申請します。

1 貸与総額及び貸与期間					円	年 月 日から 年 月 日まで
2 返還済額及び返還期間					円	年 月 日から 年 月 日まで
3 返還猶予申請額及び希望する猶予期間					円	年 月 日から 年 月 日まで
4 看護師学校等の名称及び卒業年月日	名 称				卒 業 日 年 月 日	年 月 日
5 看護師等免許の種類、登録番号及び取得年月日	種 別		登 録 番 号	第 号	取 得 日 年 月 日	年 月 日
6 看護師学校等卒業後の状況（就業場所・在学学校等の名称及び期間）	就業場所・在学学校等の名称					期 間
						年 月 日から 年 月 日まで
						年 月 日から 年 月 日まで
7 看護師等の業務に従事することができなかった期間	事 由		期 間			
			年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで			
8 猶予を受けようとする理由						

第8号様式（第15条関係）

死 亡 届

年 月 日

奈良県知事 殿

連帯保証人住所

連帯保証人氏名

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則第15条の規定により下記のとおり届けます。

記

本 人 氏 名		
看護師学校等の名称		
入 学 年 度		
貸 与 期 間		年 月 から 年 月 まで
就 業 先	名 称	
	所 在 地	
	業務従事期間	年 月 から 年 月 まで
死 亡 年 月 日		年 月 日
死 亡 の 理 由 (診断書等添付)		

様 式 ①

請 求 書
金 円

ただし、奈良県看護師等修学資金

年 月分から 年 月まで か月分

上記の金額を請求します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

貸与決定番号

氏 名

口座振込先 銀 行 名 銀行 店

預 金 種 別

口 座 番 号

ふ り が な

口座名義人

様 式 ②

氏 名
住 所
保 証 人
業 務 先

変 更 届

年 月 日

奈良県知事

殿

貸与決定番号
住 所 〒

氏 名
T E L

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則第15条の規定により下記のとおり届けます。

免 許	取得年月日		種 別		登録番号	
看護師学校等の名称						
入 学 年 度						
卒 業 年 月 日						
変 更 事 項	変 更 年 月 日					
	変 更 前					
	変 更 後					

(注) 添 付 書 類

氏 名 変 更 — 戸籍謄 (抄) 本

住 所 変 更 — 住民票

保 証 人 変 更 — 保証書及び保証人の印鑑登録証明書

業 務 先 変 更 — 在職証明書

様 式 ③

休・停・復・退学・留年届

年 月 日

奈良県知事

殿

貸与決定番号
住 所 〒

氏 名
T E L

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則第15条の規定により下記のとおり届けます。

看護師学校等の名称	
入 学 年 度	
貸 与 期 間	
貸 与 総 額	
休・停 学 の 期 間	
休・停 学 の 理 由	
復・退学の年 月 日	
留 年 の 期 間	
留 年 の 理 由	

(注) 看護師学校等の証明書を添付してください。

様 式 ④

辞 退 届

年 月 日

奈良県知事

殿

貸与決定番号
住 所 〒

氏 名
T E L

下記のとおり奈良県看護師等修学資金の貸与を辞退したいので届けます。

看護師学校等の名称	
貸 与 総 額	円（月額 円）
貸 与 期 間	年 月 日～ 年 月 日
辞 退 理 由	

様 式 ⑤

免 許 取 得 届

年 月 日

奈良県知事

殿

貸与決定番号
住 所 〒

氏 名
T E L

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則第15条の規定により下記のとおり
届けます。

免 許	種別	年 月 日第 号
卒業した看護師 学校等の名称		
入 学 年 度		
貸 与 期 間		

(注) 免許証の写を添付してください。

様 式 ⑥

看護師等業務就業状況届

年 月 日

奈良県知事

殿

貸与決定番号
住 所 〒

氏 名
T E L

修学資金貸与額			貸与期間	自 年 月 至 年 月
卒業した看護師 学校等の名称			卒 業 日 年 月 日	年 月 日
免許取得年月日	年 月 日		登録番号	第 号
就 業 場 所	施設名	所 在 地	就 業 期 間	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
就業していない 場 合 は 理 由				

様 式 ⑦

重 度 障 害 届

年 月 日

奈良県知事

殿

住 所 〒

氏 名 (続柄)

氏 名		貸与決定番号	
看護師学校等の名称			
入 学 年 度			
貸 与 期 間	年 月 ～ 年 月		
業 務 先	名 称		
	所 在 地		
	業 務 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
重度障害の理由			
(注) 1 業務先の在職証明書 2 診断書 (写) を添付してください。			